

## 全国禁煙アドバイザー育成講習会 についての申し合わせ

第1条（適用） この申し合わせは、日本禁煙科学会の認定講習会である全国禁煙アドバイザー育成講習会について申し合わせる。

第2条（目的） 日本禁煙科学会と禁煙マラソンは、良質な禁煙支援（喫煙防止教育を含む）の普及をはかり人類の幸福に貢献するために、全国禁煙アドバイザー育成講習会を開催する。

第3条（主催） 全国禁煙アドバイザー育成講習会は、日本禁煙科学会および禁煙マラソンが主催する。

第4条（共催・後援） 全国禁煙アドバイザー育成講習会への他団体の共催・後援については、学術委員会が審議を担当する。

第5条（名称） 全国禁煙アドバイザー育成講習会の名称は日本禁煙科学会および禁煙マラソンが主催あるいは共催する禁煙講習会以外に使用することはできない。

第6条（内容やプログラム） 全国禁煙アドバイザー育成講習会のプログラムや内容については、日本禁煙科学会学術委員会が担当する。

第7条（会計） 全国禁煙アドバイザー育成講習会の会計については、日本禁煙科学会および禁煙マラソンが責任を負う。参加費については、日本禁煙科学会と禁煙マラソンが協議の上決定し、収支が黒字となった場合には、その一部を現地の開催協力団体に分与することができる。ただし赤字となった場合に、現地の開催協力団体に経費負担を求めることはない。

第8条（規約変更） 本申し合わせの変更は、日本禁煙科学会理事長および禁煙マラソン主宰が協議の上決定する。

第9条（その他） 本申し合わせに定めるもののほか、全国禁煙アドバイザー育成講習会について必要な事項は、日本禁煙科学会理事長および禁煙マラソン主宰が協議の上決定する。

附則 この申し合わせは、平成30年12月1日から施行する。